

施策目標に関する中長期的な達成目標と指標(24年度実績評価用)

政策目標11 原子力事故による被害者の救済

施策目標(テーマ)	達成目標	主な成果指標(アウトカム)/活動指標(アウトプット)
<p>1 原子力事業者による原子力損害を賠償するための適切な措置の確保</p>	<p>1 原子力損害賠償法に基づき、賠償を円滑に進めるため、また、可能な限り早期の被害者救済を図るため、「原子力損害賠償紛争審査会」による指針の策定や、「原子力損害賠償紛争解決センター」による和解の仲介等を実施し、迅速・公平かつ適切な原子力損害賠償の円滑化を図る。 また、原子力損害賠償支援機構法附則第6条第1項を踏まえ、原子力損害賠償法の改正等の抜本的な見直しをはじめとする必要な措置を講じる。</p>	<p>【活動指標(アウトプット)】</p> <p>① 原子力損害賠償紛争審査会の開催</p> <p>② 原子力損害賠償紛争解決センターにおける、和解仲介の申立のうち、処理に着手している割合 (22年度実績:—/目標:毎年度100%)</p>

【担当課(関係課)】
研究開発局
参事官(原子力損害賠償担当)

【施策の概要】
原子力損害賠償法に基づき、「原子力損害賠償紛争審査会」の開催や、「原子力損害賠償紛争解決センター」による和解の仲介等を実施する。
原子力事業者による原子力損害を賠償するための適切な措置の確保の一環として、原子力損害賠償法の改正等の抜本的な見直しをはじめとする必要な措置を講じる。

達成手段

達成手段 (事業・税制措置・諸会議等)	23年度 当初予算額 (千円)	23年度 補正予算額 (千円)	24年度 当初予算額 (千円)	達成手段の概要	行政事業 レビュー シート 番号	関連する 指標	担当課
原子力損害賠償紛争審査会等【10-5-1の再掲】	-	-	1,770.825 (復興特会(文科省))	原子力損害賠償紛争審査会による指針の策定や、原子力損害賠償紛争解決センターによる和解の仲介等、被害者救済のため、迅速・公平かつ適切な原子力損害賠償の円滑化を図る。	24年度 新規事業 0032	1-①~ ②	研究開発局参事官 (原子力損害賠償担当)

【修正のポイント】
原子力損害賠償紛争審査会において、今年3月の中間指針第二次追補の策定により指針で示すことが可能な当面の課題について策定していただいている。
今後は、東電の賠償状況を注視しつつ、必要に応じて指針を策定する予定である。